

# 鳥取砂丘コナン空港の今期コンセッション変更実施契約

## に向けた対応状況について

令和5年1月20日  
空港港湾課

鳥取砂丘コナン空港の今期コンセッション変更実施契約（期間延長及び一部内容改善）に向けた対応状況について報告します。

### 1 変更実施契約に至る背景・経緯

国内線・国際線航空需要の回復を見据え、鳥取砂丘コナン空港の次期（第2期）コンセッションの事業開始時期を3年間延期（令和9年4月から）したことに伴って、今期（第1期）コンセッションの事業期間を3年間延長（令和9年3月まで）する。

この際、令和3年12月に第三者機関「鳥取空港特定運営事業等中間評価委員会」から本県に提出された中間評価結果（答申）の提言内容等を反映し、改善を加えた変更実施契約内容（期間延長及び一部内容改善）について、現行の運営権者である鳥取空港ビル（株）と協議を重ね、概ね了承を得た。

今後速やかに、鳥取県議会の議決等を得たうえで、変更実施契約を締結する予定である。

### 2 変更実施契約に盛り込む改善内容（概要）

更新投資の実施主体・費用負担の見直し ※ 3 参照	① 運営権者が、自らの創意工夫によって重要な更新投資を優先して実施できる仕組みとするため、更新投資については、国庫補助事業に該当するもの等の一部を除き、運営権者が主体となって実施するものとした。 ② 運営権者が更新投資コストの削減に取り組むインセンティブを醸成するため、更新投資コストについて、県が費用負担する範囲を一部の更新投資や運営交付金の交付額に限定する一方で、運営交付金の余剰分については、大規模修繕分も含めて運営権者が自由に使用できるものとした。
セルフモニタリングの充実・強化	適切な空港運営が実施されているかどうかについて、より客観的かつ専門的な視点による監視が実施されることを担保するため、要求水準書において、従来の運営権者自身によるセルフモニタリングに加えて、運営権者以外の第三者による定期的なモニタリングの実施とそのための体制整備を運営権者に求めることとした。
空港運営等計画（全体計画）の作成 ※ 変更実施契約締結前の取り決め	中間評価結果（答申）の提言内容を踏まえ、空港を拠点とした賑わいづくりに関する事項や組織・体制・雇用・人材育成に関する事項、空港の維持管理に関する事項が含まれた令和5年度以降の空港の運営等に関する計画（全体計画）の作成を求めた（鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第21条第2項第1号参照）。

### 3 更新投資等に係る費用負担（実施契約変更前後の比較）

別紙（次頁）参照

### 4 変更実施契約に伴い必要となる議会手続

運営権の延長設定・追加債務負担行為【議会議決】

区分		主な内容	費用負担		→	区分		主な内容	費用負担	
運営権者	県		運営権者	県		運営権者	県		運営権者	県
更新投資	更新	○施設等を部分的又は全面的に同程度の機能で交換する行為 (滑走路舗装の全面補修、照明柱の建替、設備の交換等)		○	更新投資	更新	○施設等を部分的又は全面的に同程度の機能で交換する行為のうち、国庫補助等事業に該当するもの又は予定価格 7,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れに該当するもの (滑走路舗装の全面補修、照明柱の建替、設備の交換、航空灯火の LED 化、関連備品の買い替え(処分及び新規購入)等)		○※1	
		○施設等の規模の拡大や機能の付加を行う行為 (駐車場の整備等)		○			○施設等を部分的又は全面的に同程度の機能で交換する行為のうち、上記以外のもの		○※2	
	修繕	○施設等の部分的な機能や性能を回復させる行為 (舗装の部分的損傷の補修、フェンスの張替、法面の補強等)				拡張	○施設等の規模の拡大や施設等に新たな性能を付加する行為のうち、国庫補助等事業に該当するもの又は予定価格 7,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れに該当するもの (駐車場の整備等)		○※1	
		・運営交付金額の範囲(50 万円以上の大規模修繕) (内容は、単年度計画で県と協議の上、決定する)	○				○施設等の規模の拡大や施設等に新たな性能を付加する行為のうち、上記以外のもの		○※2	
		・運営交付金額を超える範囲		○		修繕	○施設等の部分的な機能や性能を回復させる行為 (舗装の部分的損傷の補修、フェンスの張替、法面の補強、関連備品の修理等)		—	—
		・上記以外の小規模修繕(50 万円未満)	○				・運営交付金額の範囲(250 万円以上の大規模修繕、関連備品について 1 点あたり 250 万円以上の場合に限る) (内容は、単年度計画で県と協議の上、決定する)		○	
	新規投資	○任意事業により施設等を新たに整備する行為 (商業施設や宿泊施設等の新たな施設の整備)	○				・運営交付金額を超える範囲		○※2	
							・上記以外の小規模修繕(250 万円未満)		○	
						役務等	○施設等及び関連備品の点検、調査、清掃等 ○関連備品に該当しない物品の購入、処分等		○	
						新規投資	○任意事業によって施設等を新たに整備する行為 (商業施設や宿泊施設等の新たな施設の整備)		○	
							○国庫補助等事業として、県が必要に応じて空港基本施設、空港基本施設付帯施設等、空港基本施設管理施設、及び空港航空保安施設等を新たに整備する行為 (位置・形式によって異なるが RESA 整備等)		○※1	

(※更新投資には、関連備品も含まれる)

※1 国庫補助等事業に該当するものについては、県が実施主体となったうえで、設計・工事及び発注者支援業務を運営権者に委託することができる。また、予定価格 7,000 万円以上の不動産又は動産の買入れに該当するものについては、県が地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付したうえで実施する。

※2 予定価格 3,500 万円以上の不動産若しくは動産の買入れに該当するものについては、その必要性・妥当性等を運営権者が県に対して予め説明した場合に限り、当該買入代金又は工事代金の 1/2 を県が負担する。また、国際会館若しくは増築部分(国内線ターミナルビル及び国際会館の連結部)の營繕工事であり、かつ、1 取引単位当たり予定価格 1,000 万円以上(雨漏り関連の補修工事に限り、同予定価格 250 万円以上)のものについては、その必要性・妥当性等を運営権者が県に対して予め説明した場合に限り、当該買入代金又は工事代金の全額を県が負担する。ただし、県が本項の各負担を行うために必要な予算措置等を運営権者が計画する実施時期に応じて講じられず、かつ、運営権者がその実施時期を見直すこともできない場合はこの限りではない。